

令和7年度 町単 軽井沢町小中学校等英語指導助手派遣業務委託
(長期継続契約)に関する業務仕様書

1. 業務の名称

令和7年度 町単 軽井沢町小中学校等英語指導助手派遣業務委託
(長期継続契約)

2. 業務の目的

軽井沢町教育委員会では、町内の小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置することで、英語のネイティブスピーカーが英語指導を行っているが、英語指導業務の一部を優れた民間事業者に委託することにより、より効率的かつ効果的な運用を図り、英語指導を一層充実させることを目的とする。

加えて、小学校に早期イマージョン教育を実施することができる講師を配置することで、外国語に早くから慣れ親しみ、抵抗感なくコミュニケーションを図れる環境の整備を図る。

契約形態は現場から直接ALTに指揮命令ができ、円滑なコミュニケーションに基づく授業を可能とする派遣業務委託とする。

3. 受託者による業務の内容

- (1)英語教育、外国語活動、国際理解教育における指導
- (2)小学校低学年への早期イマージョン教育
- (3)教材、資料作成
- (4)指導方法等の研修会への参加
- (5)教員との指導内容、方法についての事前打ち合わせ
- (6)スピーチ及びプレゼンテーション等のコミュニケーション能力育成活動における指導
- (7)スピーチコンテストにおける判定、助言、指導
- (8)試験実施の補助
- (9)児童・生徒への個別指導
- (10)体育祭等、学校行事における児童・生徒との交流活動
- (11)町内保育園における次年度小学校入学予定園児への外国語交流

- (12) 軽井沢夏期大学の中で行う英会話ゼミナールでの英語指導
- (13) 外国語を母語とする児童・生徒への支援
- (14) 上記(1)～(13)に付随または関連する業務
- (15) 月例業務実施報告書の作成、提出
- (16) 授業分析、評価と情報提供及び授業方法などの教員に対する支援
- (17) その他軽井沢町教育委員会が必要と認め、受託者が合意する業務

4. 業務履行場所

ALT講師、イマージョン講師の配置校(業務のために配置された学校)及び訪問園(配置校に配置されたALT講師が月1回1時間程度訪問し、業務に従事する保育園)は次のとおりとする。

【ALT講師】

配置校	訪問園	備考
軽井沢東部小学校	東保育園	1名 (週1日は中部小学校勤務)
	中保育園	
	南保育園	
軽井沢中部小学校		1名
軽井沢西部小学校	西保育園	1名
軽井沢中学校		2名

【イマージョン講師】

配置校	訪問園	備考
軽井沢東部小学校		1名(各校を曜日ごと巡回)
軽井沢中部小学校		
軽井沢西部小学校		

5. 業務履行期間及び業務履行日時

- (1) 業務履行期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、休校日、軽井沢町教育委員会が指定する日は委託業務の履行を要しないものとする。
- (2) 業務の履行は、午前8時から午後5時の間で、1日の業務時間は5時間以上

8 時間以内で週 40 時間未満とする。

- (3) 上記 5. (1)(2)の詳細は、双方協議・合意の上、委託者から受託者へ通知される。
- (4) 派遣委託業務履行場所において行事等の都合上、業務履行日時を変更する場合は、予め双方協議・合意の上変更できる。
- (5) 委託者が、上記 5. (1)(2)で規定した業務履行日時以外に上記 3. の派遣委託業務を受託者に追加委託する場合、受託者は追加委託料によりこれを受託するか、追加委託業務予定された総委託業務履行日時の中で相殺するかを選択することができる。
- (6) 以下の期間は、原則として受託者への業務を委託しない。

夏期休校期間(ただし、軽井沢夏期大学が開催される3日間は除く)

年末年始休校期間

春季休校期間

6. 受託業務事業者

- (1) 受託業務を履行するにあたり、受託者は派遣委託業務履行担当者を定め、軽井沢町教育委員会へ事前に通知する。
- (2) 派遣委託業務履行担当者のうち、外国語指導講師は、次の条件を満たす者とする。
 - ① 英語を母語とする者又は同等の能力を有する者。
 - ② 大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在學生で適正な方法により日本に招聘された者。
 - ③ 派遣委託業務を履行するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者。
 - ④ 派遣委託業務の履行にあたり必要な水準の授業技術を有する者。
 - ⑤ 日本における学校教育に関心があり、授業以外の活動にも理解と意欲のある者。
 - ⑥ 犯罪による刑罰などの執行猶予を受けていないこと。また、過去に禁固以上の刑に処されたことがないこと。
 - ⑦ 社会保険に加入している者。

7. 業務の改善

軽井沢町教育委員会は、受託者が次の各号の一に該当するときは、受託者に改善を命じ、これを執行させることができるものとする。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令または業務委託契約書、仕様書に違反したとき
- (2) 業務履行実績が不良と認められるとき
- (3) 児童、学校に対して信用を傷つけ、または不名誉となる行為を行ったとき

8. 守秘義務

受託者は、業務を履行するにあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。

9. 緊急時の通知等

- (1) 受託者は、24時間連絡・対応可能な緊急連絡体制を整備し、長野県内に常時緊急対応ができる責任者を置くこと。
- (2) 緊急の事態が発生した場合、直ちに電話等により、業務履行場所の校長及び軽井沢町教育委員会事務局に連絡するとともに、業務が円滑に履行できるように対処しなければならない。また、その状況を遅延なく書面をもって軽井沢町教育委員会事務局に報告しなければならない。

10. その他

- (1) 受託者は、委託業務履行担当者の使用者として労務関係法上の全ての責任を果たすとともに、適切な教育指導、研修及び業務命令を行う。
- (2) その他、委託契約書又はこの仕様書に記載のない事項については、軽井沢町教育委員会と受託者が協議・合意の上、決定するものとする。